

令和5年デジタル庁政策評価・行政事業レビュー実行計画

令和5年9月26日
内閣総理大臣決定
令和5年12月13日
一部変更

1 目的

この計画は、政策評価法第7条第1項及び行政事業レビュー実施要領に基づき、政策評価及び行政事業レビュー（以下「政策評価等」という。）について、計画期間、事後評価の対象及び方式、行政事業レビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等必要な事項を定め、計画的に実施することを目的とする。

2 計画期間

本計画は、令和5年1月から令和5年12月末までとする。

なお、本計画期間は、政策評価及び行政事業レビューの見直しを踏まえ、先行的に取り組んだため、令和4年度デジタル庁政策評価実施計画の計画期間と重なるところがある。

3 事後評価の対象と方式

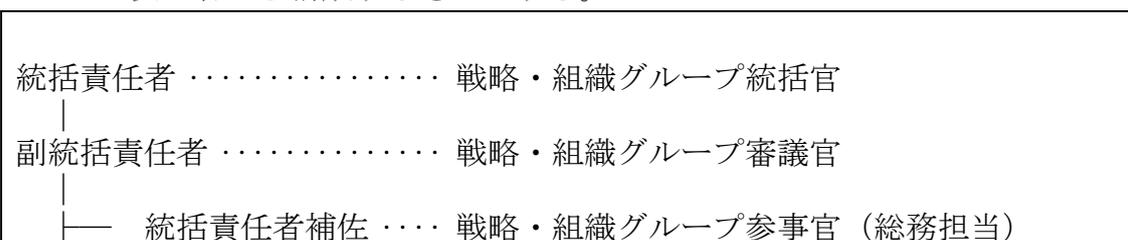
事後評価は、デジタル庁政策評価基本計画に基づき、行政事業レビューと連携して政策評価を行う。

4 行政事業レビュー

次のとおり、行政事業レビューを行うものとする。

4.1 取組体制

政策評価及び行政事業レビューを担当する組織として、戦略・組織グループに政策評価・行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を置く。チームは次の者から構成するものとする。



.....	戦略・組織グループ参事官（会計担当）
リーダー	戦略・組織グループ参事官（政策評価担当）
メンバー	統括責任者が指名した者

5 取組の進め方

5.1 外部有識者による政策評価等

1) 政策評価・行政事業レビュー有識者会議の開催

デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議開催要綱に基づき、行政事業レビューにおける公開プロセスを含め、政策評価・行政事業レビュー有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催するものとする。

2) 評価結果等の反映

当庁は、有識者会議で得られた評価結果等については、計画、予算、定員、実員、アプローチ（政策手段）等に適宜反映させるものとする。

5.2 行政事業レビューシートの作成等

当初予算及び補正予算を要求し、又は要求した事業について、行政事業レビュー実施要領及び行政事業レビューシート作成要領に基づき、本計画のスケジュールに沿って、次のとおり、行政事業レビューシートの作成等を行うものとする。

1) 行政事業レビューシートの作成の単位

行政事業レビューシートの作成は、予算事項の単位を基本とする。なお、一括計上予算においては、情報システム ID を発行されている事業の単位を基本とする。

2) 行政事業レビューシートの作成等

- ① 各事業担当組織は、レビューシートを作成するものとする。
- ② チームは、本レビューシートについて、政策評価・行政事業レビュー有識者会議の委員に対して、所見を求めるとともに、チームはレビューシートの点検を行うものとする。
- ③ 点検結果については、必要に応じて、概算要求、予算執行等へ反映す

るものとする。

- ④ 点検結果は、デジタル庁のウェブサイトへ掲載し、公表するものとする。

6 今期のスケジュール

今期の主なスケジュールは次のとおりとする。なお、今期、政府において、政策評価及び行政事業レビューの運用について、大幅な見直しが行なわれたことを踏まえ、先行的に取り組んだ結果、変動的なスケジュールとなっている。

2023 年

- 2月 政策評価有識者会議開催
- 3月 政策評価・行政事業レビュー有識者会議（改組）開催
- 4月 政策評価・行政事業レビュー有識者会議開催
政策評価・行政事業レビュー有識者会議暫定報告書とりまとめ
政策評価・行政事業レビュー有識者会議公開プロセス対象事業選定
- 5月 行政事業レビューシートの作成開始
- 6月 行政事業レビューシートの締め切り、調整
- 7月 政策評価・行政事業レビュー有識者会議（公開プロセス）
- 8月 政策評価・行政事業レビュー有識者会議報告書とりまとめ
政策評価・行政事業レビュー有識者会議（講評、検討状況報告）
- 9月 行政事業レビューシート公表

7 附則

1) 施行日

本計画は、2023年（令和5年）12月13日から施行するものとする。なお、計画期間の開始から施行日までの間については、さかのぼって効力を生ずるものとする。

(参考)

デジタル庁政策体系

	主要な政策	施策
政策 1	デジタル社会の形成に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 準公共・相互連携分野のデジタル化の推進・ マイナンバー制度の推進・ 情報システム統一研修運営
政策 2	情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 情報システムの整備